

Enterprise SSL, Enterprise SSL for mobile 利用規約

本利用規約（以下、本規約という）は、日本クロストラスト株式会社（以下、日本クロストラストという）と日本クロストラストが提供するサーバ証明書 EnterpriseSSL ならびに Enterprise SSL for mobile（以下、証明書という）を申請・利用する方（以下、加入者という）の間に締結されるものです。加入者は、本規約を承諾のうえ申請を行い、ご利用に際しては本規約を遵守頂きます。また、加入者の申請を代行される方（以下、申請代行者という）も、本規約による法的拘束を受けるものとします。

なお、本規約契約と※1 認証局運用規程（以下、CPS という）の定めに齟齬がある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

※1 証明書を発行する認証局の運用に関する規定を定めた文書

第1条 証明書の発行

日本クロストラストは、加入者が所定の申請手続きを完了後、申請を処理します。日本クロストラストは、日本クロストラストの審査基準に基づき審査し、証明書申請の承認の可否を加入者に通知します。加入者は、ご利用になる前に当該証明書の記載内容を確認し、誤りがあった場合には直ちに日本クロストラストに通知しなければなりません。日本クロストラストは、加入者からの通知を受け次第、当該証明書を失効し、正規の申請に基づき証明書を再発行します。

第2条 証明書の再発行

日本クロストラストは、証明書発行後 30 日以内に、以下に該当する場合に限り、当該証明書を失効後、同一の有効期間を含む証明書を再発行します。再発行に際し、加入者は日本クロストラストが定める所定の手続きを行う必要があります。

- ・証明書に含まれるコモンネームに誤りや変更があった場合。
但し、※2 ホスト名のみの変更で、同一ドメイン名に限る。
- ・申請時に生成した公開鍵及び秘密鍵を誤って紛失した場合。
- ・申請時に生成した公開鍵及び秘密鍵のパスフレーズを失念した場合。

※2 コモンネーム中のドメイン名以外をさす（例：コモンネーム `www.crosstrust.co.jp` において、ホスト名は `www` である）

第3条 証明書の失効

日本クロストラストは以下の場合に証明書を失効します。

- ・ 加入者から失効の要求があった場合
- ・ 証明書に含まれる情報に誤りや変更があった場合
- ・ 加入者が本規約に違反した場合
- ・ 別途定められた期限内に証明書の対価が支払われなかった場合
- ・ 加入者の証明書に関連する公開鍵と対をなす秘密鍵が危殆化した場合
- ・ 証明書を発行する認証局及び同認証局の上位となる認証局の秘密鍵の機密性が損なわれた場合
- ・ 日本クロストラストが証明書の発行サービスを終了する場合

証明書の失効と同時に、加入者は証明書ならびに当該証明書に関連する **TrustSeal** を利用する権利を失います。

第4条 TrustSeal の利用制限

加入者は、当該証明書に関連する **TrustSeal** を利用することができます。加入者は、**TrustSeal** の利用にあたり、以下の利用制限を遵守するものとします。

- ・ **TrustSeal** を、第三者のために、または第三者を代理して利用してはならない
- ・ **TrustSeal** のデザインを一切改変ならびに毀損してはならない
- ・ **TrustSeal** を、複製利用してはならない

第5条 禁止事項

加入者は、以下を行ってはなりません。

- ・ 日本クロストラストが認めた方法以外で証明書を利用すること
- ・ 証明書を改ざんすること
- ・ 証明書に記載されたドメイン名や組織名以外に関わる公開鍵または秘密鍵に対して使用すること
- ・ 日本クロストラストの許可無く、証明書ならびに証明書と対をなす秘密鍵を複製し、複数のサーバ上で同時に使用すること
- ・ 証明書を、発行された組織以外のために使用すること
- ・ 有効期限切れまたは失効された証明書を使用すること
- ・ その他法令に違反し、または公序良俗に反すること

加入者は、上記により発生し得る全ての損害について、日本クロストラストに一切の損失を発生させないこと、ならびにいかなる賠償も請求しないことに合意します。

第6条 日本クロストラストの役割と義務

日本クロストラストは、以下の役割と義務を負います。

- ・ CPS を遵守したサービスの提供を行うこと
- ・ 加入者が申請の際に提供する情報を正しく証明書に記載すること

第7条 サービスの停止

加入者は、以下のいずれかの事情において、日本クロストラストがサービスの一部または全部を停止することを、事前に了承します。

- ・ 加入者に対し、事前に電子メールもしくは Web サイトにて実施時期ならびに期間を通知してシステムメンテナンスを実施する場合
- ・ 日本クロストラストが、サービスの提供に必要な機能に影響が生じ、もしくは生じる危険性を検知し、直ちに原因究明ならびに対策を行う必要性を認めた場合。
- ・ 日本クロストラストが、サービスの提供に必要な機能に対するいかなる第三者からの不正アクセスを検知、もしくはその危険性を検知し、直ちに対策を行う必要性を認めた場合。
- ・ 日本クロストラストが、加入者、依拠当事者、もしくは日本クロストラストの権利を保護するために、事前に電子メールもしくは Web サイトにて通知の上、サービスを停止する場合
- ・ 別条において定める不可抗力により、サービスの提供が困難と、日本クロストラストが判断した場合加入者は、上述の電子メールもしくは Web サイトによる利用停止予告が無い場合があることを事前に了承すると共に、サービスの停止によって、いかなる損害が発生したとしても、日本クロストラストに対し、一切の賠償を求めないものとします。

第8条 加入者の役割と義務

加入者は、以下の役割と義務を負います。

- ・ 証明書に関連する公開鍵及び秘密鍵を自己の責任において生成し、管理すること
- ・ 日本クロストラストに提出した申請情報がすべて正確であることを保証すること
- ・ 証明書に記載するいかなる情報が、第三者の知的財産権を一切侵害していないことを保証すること
- ・ 証明書に関連する秘密鍵及び秘密鍵の稼動に要する情報（パスワードを含む）を自己の責任において管理すること
- ・ 証明書に含まれる情報に誤りや変更があった場合、また、証明書に関連する公開鍵と対をなす秘密鍵が危殆化した場合、速やかに日本クロストラストに通知し、失効を要求すること

- ・ 証明書が失効された場合、当該証明書をインストールしているサーバから証明書を削除し、バックアップがある場合には廃棄し、以後いかなる目的にも当該証明書を使用しないこと
- ・ 証明書が失効された場合、当該証明書に関連する **TrustSeal** を使用しないこと
- ・ 加入者による本規約の違反や加入者の営業活動により、加入者の証明書を信頼または使用した依拠当事者が訴訟、請求等を行った場合に、弁護士費用を含むいかなる損害を日本クロストラストに要求せず、日本クロストラストに一切の損失が発生しないようにすること
- ・ 本規約を遵守のうえ証明書を利用することが、日本クロストラストが加入者の営業若しくは経営上の危険を引受けたものではないことを承諾すること
- ・ 日本クロストラストの **Web** サイトを定期的に閲覧し、本規約及び **CPS** の変更有無について確認すること

第 9 条 知的財産権

加入者は、知的財産権について、以下に同意するものとします

- ・ **Enterprise SSL**、**Enterprise SSL for mobile**、**TrustSeal** ならびに検証ページにつき、日本クロストラストの仕入先ならびにライセンサーが、これらの発明、考案、意匠、創作に関して発生する知的財産権ならびにこれらを受ける権利一切を保有していることを認め、一切の異議を申し立てないこと
- ・ 本規約に合意することは、前項の知的財産権ならびにこれらを受ける権利、特許、実用新案、商標についていかなる権利を得るものでないこと。

第 10 条 料金の支払い

加入者は、別途定める証明書の対価を銀行振込で日本クロストラストに支払うものとします。支払期日到来後の未払い金額に対しては、年 **18.25%** (1 年を **365** 日の日割計算とする) の割合による遅延損害金を、日本クロストラストは請求することができます。

第 11 条 責任の制限

加入者が本規約を遵守していたにも係らず、日本クロストラストが発行した証明書に起因して発生した損害に対する日本クロストラストの賠償責任は、当該証明書により行われた電子署名の数、取引数、損害の数に係わらず、証明書 1 枚につき **100** 万円を上限とします。

但し、日本クロスラストが発行した証明書、関連する製品もしくは役務、または本規約に係わる履行、不履行、不完全履行に関連して発生し得る損害のうち、間接的損害、派生的損害、特別的損害、偶発的損害、及び懲罰的損害による賠償金については、日本クロスラストによる予見の可能性の有無に係わらず、一切の責を負いません。

第 12 条 契約の有効期間・解除

本規約による契約は、日本クロスラストが加入者の申込書を承諾した日から有効となり、次のいずれかの場合に解除されるものとします。

- ・ 証明書の有効期間が満了した場合
- ・ 証明書が失効された場合
- ・ 加入者に義務の不履行があった場合
- ・ 加入者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ・ 加入者がその資産の一部または全部について、差し押さえ、仮差し押さえ、競売または仮処分の申し立てを受けた場合
- ・ 加入者に対し支払いの停止もしくは破産、民事再生もしくは会社更生の手續開始、会社整理もしくは特別清算他これに類似する法的整理手續開始の申し立てがあった場合
- ・ 加入者が解散を決議した場合、もしくは解散命令を受けた場合

第 13 条 規約の変更

本規約の変更は、改訂後の本規約または本規約に基づき提供されるサービスの変更事項が日本クロスラストの Web サイトに掲載されてから 15 日後、または加入者へ電子メールにより通知した場合はその時点で、有効となります。

加入者は本規約の改訂に同意しない場合、日本クロスラストに通知することにより、本規約による契約を解除することができます。加入者の解除通知は、日本クロスラストがこれを受理して、加入者の証明書を失効した時点で有効となります。本規約を解除しても、日本クロスラストは、加入者に対し申請時に支払われた代価を返金する義務を負いません。

第 14 条 権利、義務の譲渡

加入者は、いかなる理由があろうとも、証明書及び本規約上の権利・義務を譲渡することは出来ません。

第 15 条 サービスの終了

日本クロストラストが証明書の発行サービスを終了する場合、加入者に対し 3 ヶ月前までに文書または電子メールにより通知することにより、本規約による契約を終了させることができます。ただし、別条に定める不可抗力による場合、通知からサービス停止までの期間が短縮され、もしくは通知が行われないことがあります。

第 16 条 不可抗力

日本クロストラストは、日本クロストラストの合理的な支配を超える事由を含む不可抗力により生じた遅滞、不履行、または不完全履行について、何らの責をも負担しないものとします。

第 17 条 紛争解決と専属的合意管轄

本規約のいずれかの事項に係わる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、加入者は、日本クロストラストとその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知後 60 日以内に解決されない場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 準拠法

本規約は日本国の法律に準拠するものとします。

第 19 条 分離可能性

本規約の特定の条項が、何らかの理由により無効または執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第 20 条 通知

加入者が日本クロストラストに対して何らかの通知をする場合は、郵便、ファクシミリ、または電子メールにより行われます。

通知の宛先

宛先 : 日本クロストラスト株式会社 EnterpriseSSL サーバ証明書係

住所 : 〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 5 番地 2 号 BUREX 麹町 8 階

FAX : 0120-979-787

電子メール : sales@crosstrust.co.jp

第 21 条 個人情報の第三者提供

日本クロストラスト株式会社は証明書の発行及び管理を目的として、日本コムド株式会社もしくはサイバートラスト株式会社に対し、加入者もしくは申請代行者の個人情報ならびに証明書発行申請にかかわる情報を提供いたします。その他の目的でかかる情報を第三者に提供することはありません。

2006 年 12 月 28 日作成